第三者評価結果

事業所名:矢向あけぼの保育園

A-1 保育内容

 A-1-(1)
 全体的な計画の作成

 A-1-(1)-①
 (A 1)

 (A 1)
 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

〈コメント>

全体的な計画は子どもの権利条約、児童憲章の精神に基づき、法人の理念である、「未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育つことを願い努力し、子どもとかかわるすべての人々が安心して生きていける社会の実現をめざす」や、保育目標の「意欲をもってどんなことにも挑戦する」「自然にふれながら五感を育てる」「思いやりの心を育てる」等を反映して作成しています。年度初めに園長が骨子を作り、主任、リーダー職員と相談しながら全体的な計画を作成しています。。法人が作成している地域の実態などの統計を参考に話し合っています。地域支援、小学校、近隣園との連携、延長保育の欄を設けています。全体的な計画作成は、保育に関わる職員が参画し、話し合いの機会が増えることが期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

[A2] A-1-(2)-(1)

b

〈コメント〉

部屋の温度はその日の状況や子どもの活動に応じて、各部屋に設置している温度計を見て調整しています。各部屋に加湿器付き空気清 浄機の設置があります。窓を開けるなどして常に換気をしています。低年齢児クラスに床暖房設備があります。清掃、衛生管理に関す るマニュアルに従い、毎日3回遊具の消毒を行っています。遊具は布や箱の手作りのものも多く使用し、安全に遊べるようにしていま す。家具の配置は子どもの動きや様子を確認しながら、職員が相談しながら変更しています。クッションや椅子、ちゃぶ台コーナー等 の配置で子どもが落ち着いて過ごしたり休息出来るスペースの確保に努めていますが、構造上完全に分けるまでには至っていません。 手洗い場は保育室内にあり、すぐに手を洗うことが出来る環境となっています。感染症予防の観点から手拭きにはペーパータオルを使 用しています。手洗い場、トイレは、安全性も考慮し、子どもが使いやすい高さや位置に配慮しています。

【A3】 A-1-(2)-② -人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

(コメント>

入園前に保護者から提出してもらう資料や入園面談から、子ども一人ひとりの特徴を把握しています。入園後は慣れ保育期間、日々の 様子、保護者との会話、連絡帳等から子どもの状態を把握しています。子ども一人ひとりの個人差を把握し、年齢で見るのではなく発 達段階に応じた目標を立てています。保護者とのコミュニケーションを大切にして家庭との連携を密に取るようにしています、毎年、 保育参観を実施して園での様子を見る事で、保護者の安心につなげています。乳児は担当制保育を実践し、一人ひとりの成長を見守る と共に個々の成長にあった援助をしています。職員は子どもを良く見て保育する事を心がけ、子どもの思いを汲み取り寄り添うように しています。子どもの目を見てゆっくりと分かりやすい言葉で話すようにし、せかす言葉を使用しないようにしていますが、場合によ り使ってしまうことがあり、課題となっています。

【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

<コメント>

子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携をとり、子どもが基本的な生活習慣を身に付けられるようにしています。初めてやる事は保育者が一緒にやりながら自然に学んでいけるようにしています。自分でやりたい気持ちを大切にし、待つことを心がけ、子どもが主体的に動けるようにしています。一人ひとりのペースに合わせた保育を心がけています。トイレトレーニングは園では布おむつを使用して、濡れている感覚から自然にトイレで排泄するようになっています。活動と休息のバランスは様子を確認しながら取る様にしています。個別にもゆっくり休める工夫をしていますが、さらに工夫が必要と園では考えています。クラス担任や看護師が絵本や紙芝居等を利用して健康、生活習慣に興味が持てるようにしています。手洗いなどのイラストや写真を貼り、分かりやすく実践できるようにしています。子どもが出し入れしやすい位置、高さに遊具、教材を用意したり、自分の荷物入れなどを設定しています。

[A5] A-1-(2)-@

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<<u>コメント></u>

子ども達が自分たちで遊びを広げたりイメージ出来るように室内の配置を工夫し、保育者はサポートしています。夏祭りには子ども達の発案で毎年出し物を考えます。近隣には散歩コースが沢山あり、毎日午前中に散歩に出かけています。公園で使えるように縄飛びや大繩を用意して出かけます。歩きながら交通ルールを学び、花を摘んだり、生き物を捕まえたりと季節を楽しみながら自然に親しんでいます。捕まえた生き物はそのまま園で飼育したり、観察しています。午後も園庭で泥遊びや身体を動かして遊んでいます。コロナ禍のため現在は手紙を出し、訪問出来ていませんが、高齢者施設との交流もあります。園の夏祭りに地域の人を招待したり、近隣へ笹や竹をもらいにいき、クッキーをお礼に渡すなどの交流をしています。運動会は近隣の中学校体育館を借りて行っています。卒園児が応援に来てくれて、手作り太鼓で一緒にエイサーを踊ったり、片付けを手伝ってくれるなどの交流をしています。

A - 1 - (2) - (5)

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<コメント>

乳児クラスは担当制保育を実施し、愛着関係が持てるようにしています。家庭との連携を取るために毎日朝の来園時にホワイトボードにミルク、起床時間を記入してもらい、家庭との連続性を大切にし、園での授乳や睡眠の時間を決めるようにしています。入眠の様子も家庭での様子を聞き取り、同じようにするようにしています。落ち着いて授乳出来るように衝立でスペースを分けています。遊びでは担当者以外の保育者も関わりながら、わらべうたなどで情緒の安定を図っています。手作り遊具を使用し、発達状況に合わせて遊具の入れ替えも随時行っています。保護者とは連絡帳を使用して家庭での様子を聞き取り、内容によっては職員会議で情報共有しています。

A - 1 - (2) - 6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。 а

<<u>コメント></u>

子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、保育者が先回りし過ぎないように気を付ています。一人ひとりが自分でやってみようと思えるような声かけをし、出来たら褒める言葉をかけて、喜びと自信につなげています。自分の身の回りの事が自分で出来るように環境を整えています。毎日の散歩では季節を感じながら、探索活動が出来るように環境を整えています。室内はコーナーで分けて好きな遊びが出来るように工夫しています。乳児クラスは担当制をとり、嫌々や泣く事が見られるときは一人ひとりの自我の育ちを受け止めています。子ども同士のトラブルには、両者の気持ちを受け止め、お互いの気持ちが分かるように代弁しています。看護師は毎朝園児の様子を見回りながら、体調を確認しています。調理担当職員は給食やおやつの時間に子ども達との会話から感想を聞き取っています。

A - 1 - (2) - (7)

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

3~5歳児は各年齢ごとではなく、異年齢合同で縦割りの2クラスとして過ごしています。各年齢の指導計画に照らし合わせ、年齢別の活動や取組をする場合もあります。散歩や園庭での水や泥との触れ合いで身体を動かしながら季節感を楽しんでいます。集団遊びでは年中、年長児を中心に自分たちでルールを決めてみんなで楽しめるように話し合いをしています。遊びを通して、年上の子の姿を見て憧れをもったり、年下の子を思いやったり自然な関係が出来ています。保育者は各年齢の発達過程を考えて、子ども一人ひとりの育ちを大切にしています。行事では自分たちでやりたいことを考え、目標に向かって協力する事を学んでいきます。グループ別の活動では早生まれの子が年下の子がいることで、否定的な気持ちを持たずに意欲的に取り組むことが出来ます。年長児は給食の米とぎ、おやつのぬか漬け切りなどの活動で友だちと協力することを学んでいきます。子どもの様子を各保育室に写真やコメントで掲示し、保護者に伝えています。年度末に活動の様子を録画し、USBメモリで保護者に配付しています。

[A9] A-1-(2)-8

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

<コメント>

園入り口までエレベータがあります。園内は段差がない造りで、多機能トイレも設置されています。子どもの興味・関心を常に意識して部屋の配置や遊具の入れ替えをしています。安心して過ごせるように、スペースの確保や環境の工夫をしています。配慮を必要とする子どもの個別の年間指導計画、月間指導計画を作成し、個人目標を設定して見通しをもった保育が行えるようにしています。一人ひとりの個性に合わせたきめ細かい対応をしています。年2回、作業療法士や療育センターの巡回訪問では専門職としての意見を聞き、職員全員が共有しています。集団の中で友だちとの関わりが持てるようにしています。保護者とは個別連絡帳や、必要に応じて面談を行い、家庭との連携を図っています。職員は障害児研修に参加し、障害特性等を学び、より良い関わり方ができるようにしています。保護者に障害のある子どもの受入れや、保育についての方針等の説明は特にしていません。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

くコメント>

保護者の勤務時間やお迎えの時間を把握して、子どもが疲れないように保育の内容を考えています。長時間保育については年間指導計画、年間保育計画に明記され、職員が共通認識をもって保育にあたれるようにしています。朝の受入れは担任や普段保育に関わっている職員が対応し、家庭での様子を聞き取り、保護者と連携を取りながら受入れています。各部屋では棚や衝立を用いて落ち着いて過ごせる場所と遊びの場所を分けるようにしています。幼児クラスは異年齢保育としています。乳児、幼児クラスの合同保育時間帯は、安全に配慮し、活動や遊びを楽しめるようにしています。給食、おやつ、補食、夕食の用意があり、希望すれば、当日夕方までの申請で夕食も提供可能です。延長保育の補食はおにぎりや果物など2種類用意して、子どもの希望を聞いて提供しています。各クラスの引き継ぎは延長日誌に記入し、さらに口頭で伝え、子どもの様子を職員間で共有出来るようにしています。

A - 1 - (2) - 10

【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

a

(コメント)

小学校との連携について全体的な計画、3~5歳児異年齢年間保育計画に明記しています。コロナ禍で小学校との交流も難しく、計画を反映させることできませんでしたが、今年度は例年のように小学校の行事に呼ばれたりしています。近隣に2校の小学校があり、運動会、地域フェスティバルなど年に数回交流があります。散歩の途中で校庭に入れてもらい、飼育小屋を案内してもらったり、学校内を見学させてもらうなど、小学生と話をする機会もあり、自然に就学への見通しが立てられるようになっています。年長児の保護者へは懇談会や保護者参観、個人面談などで小学校に向けて準備すること、留意点等の話をし、不安を解消するようにしています。保育所児童保育要録は年長児担当職員が作成し、園長・主任が確認後、直接就学予定校へ出向いて渡しています。

 A-1-(3) 健康管理
 第三者評価結果

 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。
 b

くコメントン

子どもの健康に関する方針は、入園のしおりに記載しています。保健計画があり、各年齢ごとの保育計画の内容と連動させています。看護師が配属されており、健康管理、保健衛生に関するマニュアルにもとづいて、子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。職員は登園時に子どもの様子を観察し、保護者との会話、連絡帳で健康状態を確認しています。看護師も毎朝クラスを回り、子どもの状況を把握しています。健康に関する園の取組は各おたより、掲示物、懇談会等で保護者に伝えています。保健だよりでは、季節に応じたトピックを取り上げ、心身の健康・栄養・病気・環境等に関する様々な情報を分かりやすく伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関し、職員間で確認し、予防策(呼吸チェック、表情、姿勢、顔色、部屋の明るさ等)を講じています。保護者に対し、乳幼児突然死症候群についての説明や資料配付等は特に行っていません。今後、保護者への情報提供が期待されます。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

а

<コメント>

年2回、内科健診、歯科健診を実施しています。健診結果は「健康ノート」に記載し保護者に伝えています。健診日には、受診できるよう保護者に確認したり、質問等も受け付けています。看護師は子どもの健康状況の把握と、健康に関する書類等の管理をしています。日常の保育の中で、絵本を使うなどして、健康、身体と栄養、病気予防等について分かりやすく話をしています。コロナ禍以降、園での歯磨き指導は中止となっていますが、看護師が手作りの紙芝居を使い、歯磨きの大切さを子どもに伝えています。感染症予防のため、手洗い、うがい、咳エチケットについての話もしています。各保育室にお茶の入ったボトルが準備されており、水分補給がいつでもできるようにしています。年齢の大きいクラスでは、自分で衣服の調整等の理解もできるようになってきています。

A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

b

<コメント>

アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもについて、保育教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表にもとづき対応しています。 アレルギー対応マニュアルを整備し、卵、乳製品を極力使用しない献立としています。食物アレルギーのある場合、除去食あるいは代 替食を提供しています。誤食防止対策として、専用トレイ、食器、職員間での確認、透明パーテーションを利用する、食事の場所の固 定化、そばに職員が付く等配慮しています。入園のしおりに、アレルギー、慢性疾患、食物アレルギーについて記載し、本人や他の子 どもにも分かりやすく説明しています。保護者には食べ物等を園内に持ち込まないように協力を依頼しています。アレルギー対応、食 物アレルギー対応、安全面への配慮等について、職員間での周知や、さらに共通理解を深めることが必要だと園では考えています。

A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a a

〈コメント>

年間食育計画があり、各年齢別の月間指導計画に行事、給食行事、食育活動の具体的な内容を記載しています。低年齢児クラスでは、それぞれの子どもの1日の生活の流れを重視し、朝食が早かった子から少人数ずつ食べ始めるようにしています。幼児クラスでは、机、椅子をどう配置するか、低い机で正座して食べるか、友だちと一緒に食べるか、1人で食べるかは各自に任せています。バイキング形式で食べられる量を自分で調整しています。食器は陶器を使用しています。食育活動として、園の畑の土づくりや栽培、プランターでの野菜栽培、クッキング、給食に使用する食材の一部(野菜の根、切れ端等)を提示してのクイズ、ご飯は各クラスで炊く、おやつに提供されるおにぎりは自分たちで握る、園庭で火をおこし、魚や芋を焼いて食べる等をしています。子どもの食生活、食育の取組を毎月の給食だより(ワクワクだより)で発信しています。園見学時や保育参観日に、給食の試食ができます。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

<コメント>

散歩や活動を終えると、各クラスに設置している炊飯器から炊き立てごはんの匂いがし、十分活動した後は、お腹も空いて、美味しく食べられるようにしています。調理室はガラス張りになっており、調理している様子が分かり、美味しそうな匂いもしてきます。子どもの食べる量、苦手なもの等を職員は把握しています。残食は調理担当が記録しています。子どもの発達段階に応じた調理方法に配慮し、味付けや食材の大きさ、歯ごたえを残す等の工夫をしています。奥歯で噛みしめる事も大切と考え、おやつにスルメ、コンブ、ぬか漬けを日常的に提供しています。献立は和食を基本とした2週間のサイクルメニューです。季節の食材を用い、行事食や郷土食を取り入れています。食材は、生産者が特定でき、安全性が確認できるものを決まった業者・近隣の店舗から購入しています。調理担当職員が子どもの食事、おやつの場面を見たり、子どもと話をしています。衛生に関するマニュアル、厨房マニュアルに基づき衛生管理、食材管理を徹底しています。

A-2 子育て支援

 A-2-(1)
 家庭と緊密な連携
 第三者評価結果

 【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 b

<<u>コメント></u>

0~2歳児クラスは個別の連絡帳を利用しています。3~5歳児クラスは活動内容を掲示したり、取り組む様子を写真にコメントをつけて 掲示しています。保護者へは口頭でもその日のエピソード等を伝えるようにしています。さらに工夫を重ねたいと園では考えています。各おたよりを定期的に配付し、子どもの活動の様子や多くのエピソードを紹介しています。園目標や園が大切にしていること、環境や時事問題等も分かりやすく伝え、保育内容について保護者の理解を得るようにしています。クラス懇談会、個人面談、行事の際にも保育目標や保育のめやすを伝えています。毎年、入園のしおりを在園児にも配付し、説明会を実施しています。園内に子どもの作品や制作物を展示し、懇談会、保護者参加の行事、保育参観等で子どもの成長を共有できる機会となっています。年度末に文集を作成し、写真集を保護者に配付して皆で成長を共有できるようにしています。

 A-2-(2) 保護者等の支援
 第三者評価結果

 【A18】 A-2-(2)-①
 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

〈コメント>

連絡帳や掲示等で日々の保育中の情報を伝えています。保護者とは日ごろから話しやすい雰囲気を作り、コミュニケーションをとって 信頼関係に努めています。担任以外の職員も声かけをしたり、保護者の話を聞いたり、園全体で子どもに関わっていることで保護者が 安心できるようにしています。保護者には、面談日以外でもいつでも相談や話ができることを伝えています。面談や相談には、医務室 を利用しています。保護者の就労等の事情を配慮して面談時間を決めたり、電話での相談にも応じています。保育士、栄養士、看護師 が専門性を生かした助言や支援を行っています。場合により複数の職員で対応することもあります。相談の内容により行政、療育、児 童相談所、医療機関等と連携できる体制です。保護者から相談があった場合は、面談記録を残し、児童票にファイルしています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

〈コメント〉

虐待防止に関するマニュアルを整備しています。登園時に、子どもと保護者の様子を観察したり、保育中の子どもの様子、態度等も気をつけています。着替え時に痣やけががないかも観察しています。職員は、担任だけでなく日常的に話しやすい環境を作り、保護者の気持ちに寄り添いながら対応や支援をしています。虐待の可能性や権利侵害で配慮が必要な場合は、鶴見区担当部署、保健師、中央児童相談所、民生児童委員、近隣の小学校等の間連機関と連携をとり、積極的に情報共有をする体制があります。職員は人権テーマの研修を受講し、内容を職員で情報共有しています。報道等での不適切事例を含め、園長が職員会議で話をしています。職員に対し虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を充実させたいと園では考えています。さらなる取組が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1)保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) 第三者評価結果 A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めて b

<コメント>

職員会議、各会議で子どもの様子を話し合い、日々の保育の実践を振り返っています。ミーティングノートや各議事録に記載し、誰でも確認できるようにしています。各指導計画の期ごと、また、各会議で自己評価をしています。保育とのつながり、ねらいに沿って、子どもの発達過程、心の育ち・意欲等に照らし合わせて評価をしています。各職員の自己評価シートがあり、4段階で定期的に自己評価を行う仕組みがあります。保育所全体の自己評価は、職員の自己評価や保護者アンケートを参考に作成しています。各職員の一人ひとりの子どもを良く観察したり考察する力をさらに高めること、研修に参加したあとの情報共有、個別自己評価シートの利用法等、園全体の資質向上を目指したいと園では考えています。引き続き、取組の継続が期待されます。